

第21回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年12月4日(金)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 14名
 - 1番 小倉哲也
 - 2番 山寄和雄
 - 3番 栗原寛光
 - 4番 陸野光男
 - 5番 小泉勝彦
 - 6番 石川和利
 - 7番 石渡正明
 - 8番 関巖
 - 9番 渡邊美代子
 - 10番 田中幸一
 - 11番 切替一弥
 - 12番 渡辺義一
 - 13番 注連野千佳代
 - 15番 中山明
- 5 欠席委員 1名
 - 14番 時田善夫
- 6 出席事務局職員 4名
 - 森事務局長
 - 齊藤主幹
 - 山田主査
 - 下重主任主事

◎開 会

令和2年12月4日午後2時00分 開会

○事務局長（森 博君） お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 皆さん、こんにちは。新型コロナウイルスがとどまることをせず、第1波、第2波より何か恐ろしいというか、猛威を振るっている第3波が来ておりますけれども、これからインフルエンザ等の流行も懸念されますので、皆さん方には十分ご注意くださいまして、これから農業委員会、よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○事務局長（森 博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） それでは、しばらくの間、進行役のほうを務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまより第21回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、15名中14名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。14番、時田善夫委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

13番、注連野千佳代委員、15番、中山明委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第1号の整理番号1について、ご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和2年11月19日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、故人である父親が所有していた農地について、相続財産管理人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、管理する相続財産を処分するため、譲受人に売却したいとのことです。譲受人は、父親の所有していた農地のため購入したいとのことです。

総会資料1ページから3ページの位置図及び4ページから6ページの現地写真を御覧ください。場所は、神納字神祭文田、飯富字読合、蔵波字鎌倉街道及び野里字西石田です。現地の状況確認につきましては、申請農地が広域にわたることから、事務局職員にて11月27日午後1時30分から実施しました。神納、飯富、野里の農地は、相對の契約により耕作中で、蔵波の農地は除草による管理がされており、農地法第3条の許可に支障がある農地はなかったことを報告させていただきます。

総会資料の7ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具については、トラクター、田植機、農用車、耕耘機、コンバイン、バインダを所有しています。

なお、農機具は、奈良輪及び谷中の農機具倉庫に保管しているとのことです。乾燥調製については、JAきみつに作業委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で150日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作地が130アールとなり、50アール要件を満たしています。地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君）事務局の説明が終了しましたので、本案件の申請地が4地区にあることから、権利者の意見については、神納地区の担当委員が行うこととし、権利者住所地担当委員の意見及び神納地区の担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君）8番、関です。先ほど事務局で説明があったとおり、農地が分散しておりますので、私は神納の神祭文田の農地を見ております。11月27日の9時に譲受人の〇〇〇さん、それから代理人の行政書士の〇〇〇さんの立会で谷中にある農作業場を見させていただき、農作業場には田植機とか乾燥機、耕耘機、それからトラクター等があって、農業を実際に行っているということが確認できました。この土地は、実際はお父さんの土地なのですが、お父さんから、相続放棄をした、ということで、実際、財産管理人によって、その処分をするというものを子供である〇〇〇さんが購入という形で引き継ぐと。実際は、お父さんが亡くなってもう十数年たっていて、この〇〇〇さん本人が耕作を続けていたという土地であって、特に問題となる点はなかったと思います。

報告は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君）ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい。

- 1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、この方は〇〇〇さん、父親が亡くなられてもう10年たつのですか。
- 8番（関 巖君） ええ。10年ちょっとだと思います。
- 1番（小倉哲也君） その間、所有していた方は、これはどなたが管理していたか。
- 8番（関 巖君） 管財人。
- 1番（小倉哲也君） 管財人さんだった。
- 8番（関 巖君） はい。
- 1番（小倉哲也君） 今回、その管財人さんから、この息子さんになるのですか。
- 8番（関 巖君） はい。
- 1番（小倉哲也君） 息子さんは、今までその農地を耕作していらっしやったのですか。
- 8番（関 巖君） はい。一旦相続放棄をした上で、改めて買い入れるという形を取っています。
- 1番（小倉哲也君） そうすると、この〇〇〇さんは、息子さん1人だったのですか。
- 8番（関 巖君） そこは分かりません。
- 1番（小倉哲也君） あともう一点ですけれども、
- 議長（小泉勝彦君） はい。
- 1番（小倉哲也君） この息子さんのほうは、所有地が4,312平方メートルということで書いてあるのですけれども、これは自分の所有地であるのですか。
- 議長（小泉勝彦君） お願いします。
- 事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。資料の7ページの申告書などを見ていただきますと、こちら、譲渡人のもともとが、同じ農業世帯、農家世帯で入ってしまっていて、こちらちょっと亡くなっているので表示はされないのですけれども、同じ世帯の中だったので全体のこの経営農地面積の欄につきましては、今回の譲受人、譲渡人、双方の面積が合計され表示されています。その下に、それぞれの個別の名前、上が譲受人、息子様名義になっている土地、面積で、下側が受渡人、というか、故人である父親の面積となっていて、この面積というものが今回農地法3条による売買により譲受人の名義になるという形になります。ですので、もともとは、今回8,697平方メートルのほうが息子様の名義になっている土地でございます。
- 1番（小倉哲也君） よろしいですか。
- 議長（小泉勝彦君） はい。
- 1番（小倉哲也君） そうすると、現在、この〇〇〇さんは、経営面積というのはこの4,312平方メートルのほかに経営面積あるのですか。
- 議長（小泉勝彦君） お願いします。
- 事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。上の欄の〇〇〇さん、譲受人なのですけれども、こちらに載っている以外の経営面積はございません。

○1番（小倉哲也君） 分かりました。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○1番（山田尚史君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第1号、整理番号2について、ご説明いたします。

議案、2ページを御覧ください。本件は、令和2年11月19日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市外の法人が市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、高齢で後継者がいないことから譲受人に売却したいとのことです。譲受人は、農業経営拡大のため購入したいとのことです。

総会資料8ページの位置図及び9ページから10ページの現地写真を御覧ください。場所は、飯富字長津、字市場及び字馬来田です。現地を確認したところ、現地は田で管理されていました。譲受人によると、所有権移転後、客土を行い畑として利用するとのことです。

総会資料の11ページを御覧ください。譲受人の所在市町村からの農業経営実態証明書を添付しております。農地所有適格法人の要件については、法人登記及び法人定款により千葉県農業会議に要件を満たしていることを確認済みです。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、譲受人及び所在市町村の農業委員会に聴き取りを行ったところ、非耕作地はないとのことでした。

農機具などについては、トラクター、農用車、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機などを所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、構成員及び雇用者が734日、このほかにパートが200日の合計

934日従事しており、基準の150日以上を従事しているため要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、木更津市で耕作している面積が246アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、中山明委員。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。11月30日午後1時に現地で農事組合法人〇〇〇〇〇〇の代表の理事であります〇〇〇さんと、理事であります〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さんと会いまして、場所は全部きれいに耕作されているのですけれども、今度野菜をやりたいということで、あそこを埋めて野菜をやりたいということで。ただ、野菜をやるにしても、砂を埋めるにしても、大分お金がかかりますよということは一応言っておきました。残土で埋めては駄目だよということも言っておきましたのですけれども。それと一反一反ですから、余り広くないので、野菜やるにしても、ちょっと大変だよということは一応言っておきましたので。あとは、別に問題はないかなと思うので、皆さんのご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小泉勝彦君） はい。ありがとうございます。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

○1番（小倉哲也君） はい。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども。ちょっとよく分からないのは、〇〇〇〇〇〇という、これは農地適格化法人になっているのですよね。

○15番（中山 明君） ええ。

○1番（小倉哲也君） 当然農地取得ですから。

○15番（中山 明君） 何か、前に今の理事長の〇〇〇さんという人がほかのほうのやつをやっていたのですって。それで、今度名前を変えて、野菜作りやりたいということで、そういうふうに言っていました。

○1番（小倉哲也君） これは、野菜ということ……

○15番（中山 明君） なかなか野菜作りというのも大変ということは一応言っておいたのですが。最初は、金額的にはなかなか飛び出してしまうということも言っていました。

○1番（小倉哲也君） 現在はこの水稻を。

○15番（中山 明君） 水稻もやっているのですけれども、野菜もやりたいということで。

- 1番（小倉哲也君） 今はやっていないのですか。
- 15番（中山 明君） いや、やっています。
- 1番（小倉哲也君） やっているのですか。
- 15番（中山 明君） やっているのです。
- 1番（小倉哲也君） ちなみに場所はどこ。木更津。
- 15番（中山 明君） 金田です。
- 1番（小倉哲也君） 金田。
- 15番（中山 明君） はい。金田の畔戸というところ。中島、あの辺のところ。前に全部田んぼがあったのだけれども、今あそこは結局住宅地になってしまっ。それで、ちょっと離れた畔戸のところは、まだ田んぼになっているので、そちらのほうでやりたいと。
- 1番（小倉哲也君） はい。それと、よく分からないのですけれども、〇〇〇〇〇〇の方がいらっしゃるのですか。
- 15番（中山 明君） そう、〇〇〇〇〇〇。それで、また日本語がすごくうまいのです。全然うちと話ししていても分からない。外国人というのが分からない。本当に日本語がうまい。
- 1番（小倉哲也君） 〇〇〇さん、代表なのですからけれども、この〇〇〇さんという方は、ほかの法人も持っていらっしゃるのですか。
- 15番（中山 明君） 前に何かやっていて、それを今度変えたみたいです。
- 1番（小倉哲也君） 変えた。
- 15番（中山 明君） 名前を変えた。そういう感じだという話です。
- 1番（小倉哲也君） 前の法人はない。なくなった。
- 議長（小泉勝彦君） お願いします。
- 事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。現在のこの譲受人である法人の代表者の方につきましては、この法人が改名、要は地元の麦作などをやっていた、その畔戸地域での麦作をやっていた農事組合法人だということで、何かそのところから、農事組合のほうに関わっていた方が、そのまま新しい名前に変えたとのこと。法人としては同じものの名称を変更して、地域とか作目について限定しないで、木更津、袖ヶ浦にまたがって野菜、稲作などを手広く行うような組合に変わりましたので、名前を現在の名前に変えまして、そのまま理事の方の一部は、今現在の法人代表者のようにそのまま継続して、そこに実際新しく加わった理事さんなども加えて、新しい法人として今回農地を購入するということです。
- 以上です。
- 議長（小泉勝彦君） よろしいですか。
- 1番（小倉哲也君） ありがとうございます。
- 議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 全員賛成でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第1号の整理番号3について説明いたします。

議案の2ページを御覧ください。本件は、令和2年11月17日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、労働力不足のため売却したいとのことです。譲受人は、現在耕作している農地から近く、耕作上、便利なため購入したいとのことです。

総会資料12ページの位置図及び13ページの現地写真を御覧ください。場所は、三箇字長津です。現地を確認したところ、現地は畑で耕作されていました。

総会資料14ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具などについては、トラクター、耕耘機、田植機、農用車を所有しています。刈取り、乾燥調製については、他の農業者に委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で1,200日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、世帯で耕作している面積が250アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終了しましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については、許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号、整理番号4についてご説明いたします。

議案の3ページを御覧ください。本件は、令和2年11月17日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、労働力不足のため譲受人に売却したいとのことです。譲受人は、自作地に隣接しており、耕作上、便利なため購入したいとのことです。

総会資料15ページの位置図及び16ページの現地写真を御覧ください。場所は、横田宇落見台です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されていました。

総会資料17ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具などについては、トラクター、コンバイン、農用車を所有し、田植機は他の農家と共同利用しています。乾燥調製については、JAきみつに作業委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で280日従事しており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が83アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくということです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、切替一弥委員。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。11月22日午後1時30分より、譲受人と現地確認を行いました。現地のほうは、従前より隣にある譲受人の田んぼと一体として耕作されており、水田として使っております。許可基準、農機具所有等は、事務局の言われたとおりです。今までと同じような耕作をするようですので、特に問題はないと思われます。ご審議のほうよろしくお願ひします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4について、賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございませす。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の5について、事務局の説明を求めませす。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号の整理番号5について説明いたします。

議案の3ページを御覧ください。本件は、令和2年11月19日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が市外在住の親族から贈与により所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、遠方で農地の管理ができないため贈与したいとのことです。譲受人は、以前から譲渡人に代わって農地の管理をしていたため贈与を受けたいとのことです。

総会資料18ページの位置図及び19ページの現地写真を御覧ください。場所は、横田字蔵沢後です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されています。

総会資料20ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しています。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具などについては、農用車を所有しています。農機具が必要な作業については、法人に作業委託しているとのこと。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で180日従事しており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が153アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、切替一弥委員。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。11月23日午後1時より現地確認のほうを譲受人とともに行いました。現地のほうは水田として耕作されていたようです。作業のほうは、作業委託という形をお願いしているようです。従前と変わらない耕作の仕方なので、特に問題ないと思います。ご審議のほどお願いをいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これより討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の5について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号の1についてですが、令和2年12月1日付で取下願が提出され、それを受理しましたので、本日の審議案件ではなくなりました。

次に、議案第2号の2について、事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第2号の整理番号2について、ご説明いたします。

議案4ページを御覧ください。本件は、市外の法人が市内在住の個人から農地2筆を買い取り、資材置場用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和2年11月24日に申請書の提出がなされております。

総会資料24ページの位置図を御覧ください。申請地は、奈良輪小学校の北西側、約250メートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

総会資料25ページを御覧ください。土地利用については、土砂等の搬入はなく、申請地を整地した後、事業で使用する足場用鉄パイプなどの置場とする計画となっております。

排水関連については、雨水は自然浸透させ、汚水、雑排水はないとのこと。

所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料26ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。12月1日の午前9時20分頃、小泉委員と私、そして代理人である〇〇〇さんの説明を受けました。場所は、資料のとおりで、周辺は宅地あるいは倉庫等がありました。ただし、総会資料25ページの位置図の囲ってある一番右下の〇〇〇なのですけれども、切れていますが、ここは畑になっていまして、〇〇〇という土地でございます。それで、その畑に影響がないように、1メートルほどの緩衝地帯に資材を置かない場所をつくって影響がないようにするという説明を受けました。農地がそこにあるので、ちょっと心配なのですが、その影響を与えないようにするということでしたので。あと、この足場用パイプ等の資材をとということで、特に問題はないかと思っております。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件となりますが、私が担当地区委員となりますので、この場で補足説明をさせていただきます。特に補足することはございません。関巖委員の言われたとおりですので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

○12番（渡辺義一君） はい。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺です。ここの場所なのですけれども、この農地に何も下は入れない。グリとかも入れないというような話でしたけれども、これは車両とかフォークリフトの通路となっていますよね。こういうところも何も入れないで行うということなのですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。その点につきまして、代理人に確認を取ったところ、フォークリフト、車両等が通るので、アスファルト等で舗装するのかと確認したところ、砂利敷きで舗装等は一切しないとのことでした。

以上です。

○12番（渡辺義一君） すみません、では、そこの通路だけ砂利で、あと全体も砂利も入れないということですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（下重敦也君） 全体につきまして、砂利等を敷くとのことでした。

○12番（渡辺義一君） そうですか。

○事務局（下重敦也君） はい。

○12番（渡辺義一君） では、全面にグリというか砂利を入れるということでしょうか。分かりました。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○12番（渡辺義一君） はい。分かりました。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の3ないし議案第2号の4については関連がありますので、一括して事務局の説

明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第2号の整理番号3ないし4についてご説明いたします。

議案4ページを御覧ください。本件は、市外の法人が市内在住の個人から農地2筆を買い取り、戸建て住宅2棟を建築し、建売分譲住宅用地に転用しようとする案件であり、当該地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和2年11月18日に申請書の提出がなされております。

総会資料27ページの位置図を御覧ください。申請地は、長浦保育園の南東側、約219メートル、蔵波小学校からは南西側、約1.1キロメートルに位置し、市街化区域に近接する区域にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料28ページ及び31ページの計画平面図を御覧ください。土地利用については、農地2筆のそれぞれの土地に木造二階建ての建売住宅を建築する計画になっております。排水関連については、汚水、雑排水は浄化槽にて処理後、道路側溝へ排水し、雨水については雨水ますを設置し、オーバーフロー分は道路側溝に排水します。

総会資料29ページから30ページ及び32ページから33ページに、2棟分の建物平面図及び立面図を添付しております。所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

総会資料34ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告となりますが、私が担当地区委員となりますので、この場で説明をさせていただきます。12月1日の午前9時頃、関委員、私、現場の代理人の3人で現地を見てまいりました。現地は40年ぐらい前に宅地開発したところでして、その場で見てきたのですけれども、何かU字溝、市道、市の道とその開発した土地のところの境界が何か複雑になっていまして、今回これを契機にきれいに直したいということも言っておりました。また、隣には住宅がもうできておりますので、造成の際にはそちらのほうの迷惑にならないようお願いを申し上げまして、伝えてまいりました。特段問題になるところはないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した8番、関巖委員から補足説明があれば、お願いをいたします。

○8番（関 巖君） 8番、関です。ただいま小泉委員の言われたとおりです。住宅地の真ん中に、ぽこっと1つだけ農地が残っていたという状況で、全く問題ないと思います。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の3ないし議案第2号の4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3ないし議案第2号の4については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の5について、事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第2号の整理番号5についてご説明いたします。

議案5ページを御覧ください。本件は、市外の法人が市内在住の個人から農地3筆を買い取り太陽光発電施設用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和2年11月19日に申請書の提出がなされております。

総会資料35ページの位置図を御覧ください。申請地は、袖ヶ浦公園の北西側、約500メートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料36ページを御覧ください。土地利用についてですが、架台を設置しながら太陽光パネルを全体で120枚設置する計画です。

排水計画については、雨水の自然浸透のみです。

防災計画については、場内に立ち入りできないようフェンスを設置する計画となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料37ページに現地の写真を添付しております。

なお、事業用太陽光発電設備の設置に係る協議関係では、袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインに基づく事前協議が市の環境管理課において行われており、既に事前協議が終了した旨を令和2年12月2日付の事前協議終了通知書にて確認しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、中山明委員。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。11月28日午後1時頃、私と渡辺委員と代理人の方の〇〇〇〇〇〇さんと会いまして、現地はきれいに管理されておりまして。ただ、山のすぐ下なので、大雨が降った場合は、少し山崩れか何かあるかなと、少し心配されるのですけれども、大分の後ろのほうの木も少し切っておりまして、何とか大丈夫ではないかなと思っております。別に問題はないと思いますので、皆さんのご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでございます。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した12番、渡辺義一委員から補足説明があればお願いします。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺です。特にありません。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の5について、賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の5については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の6について、事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第2号の整理番号6についてご説明いたします。

議案5ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が同居している祖父から農地1筆を使用貸借し、専用住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和2年11月20日に申請書の提出がなされております。

総会資料38ページの位置図を御覧ください。申請地は、木更津北インターチェンジの南東側、約590メートルに位置し、農業公共投資の入っていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

総会資料39ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用については、鉄骨二階建ての専用住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水雑排水は浄化槽にて処理後、道路側溝へ排水し、雨水についても、同様に道路側溝へ排水する計画となっております。

所要資金については、自己資金及び金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料40ページに建物平面図、41ページに建物立面図を添付しております。また、42ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、石川和利委員。

○6番（石川和利君） 6番の石川です。12月3日9時から、私と小倉委員と建築業者の代理人の設計事務所の計3名で現地の確認をしました。設計士のほうから現状の説明がありまして、畑なので一部野菜が作られていましたが、畑のほうに半分以上の土が移動されておりましたので、これは畑の造成、畑の改善なのか、農地造成なのかよく分からなかったもので、その後、午後4時に建築業者と私と事務局の齊藤主幹、あと譲受人の計5名でその畑の土の移動は何のために行われたかという問いに譲受人は畑の状況が悪いので、8月に土の移動を行いましたということで承りました。問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した1番、小倉哲也委員から補足説明があればお願いします。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉です。今石川委員のほうからご説明ありましたように、現地12月3日に確認をさせていただきました。一部畑の改良という形で整地をされていたということを伺っております。特に問題はないというふうに判断をしております。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の6について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の6については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請を議題といたします。

議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第3号の整理番号1についてご説明いたします。

議案6ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が市内在住の個人から農地1筆を買い取り、建売分譲住宅用地を転用目的とし、平成31年1月25日付で農地法第5条の転用許可を受けた案件です。

今回、自然災害等により建売住宅需要が低下したため、転用目的を建売分譲住宅用地から住宅購入希望者が住宅施工業者を選択できる建築条件付き売買予定地へ計画変更をしようとするものです。

なお、本件については、令和2年11月24日に申請書の提出がなされております。

総会資料43ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北東側、約460メートル、奈良輪小学校の西側、約580メートルに位置し、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料44ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用については、土地購入者が注文による専用住宅を建設する予定ですが、土地を販売できなかった場合は、譲受人が建売分譲住宅用地として図面の右側になりますが、木造二階建て住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水、雑排水については、合併浄化槽にて処理し、申請地西側の水路に排水します。また、雨水については宅地内に雨水ますを設置し、流量を抑制の後、汚水、雑排水とともに、申請地西側の水路へ放流する計画となっております。

所要資金については、親族からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料45ページ及び46ページに建物平面図を、47ページに建物立面図を添付しております。また、総会資料48ページに現地の写真を添付しております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、開発行為許可が該当し、用途を建売分譲住宅から専用

住宅に変更することについて、君津土木事務所から令和2年9月24日に開発行為の変更許可を受けております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君） 本案件につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請であります。事務局からの説明にありましたとおり、土地利用計画に変更はなく、転用目的を建売分譲住宅から建築条件付き売買予定地に変更するものです。担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 令和2年度第9次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第4号 令和2年度第9次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第4号の令和2年度第9次農用地利用集積計画（案）についてご説明いたします。

議案第4号を御覧ください。この集積計画については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の規定による許可申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、議案第4号の14ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が22件で、全て通常の利用権設定となっております。利用権設定を受ける方の面積は、合計で724.96アールとなっております。利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから13ページの記載のとおりとなっております。

すので、説明は省略させていただきます。

次に、18ページを御覧ください。農業経営基盤強化促進法による所有権移転は4件で、合計面積は186.42アールとなっております。所有権設定の詳細内容につきましては、計画書(案)の15ページから17ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(小泉勝彦君) 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長(小泉勝彦君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局(齊藤秀夫君) 事務局、齊藤です。協議報告第1号について、ご報告いたします。

議案7ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は令和2年10月1日から10月31日までで、2件でございます。

続きまして、協議報告第2号について、ご報告いたします。8ページから9ページを御覧ください。

農地法第5条第1項第7号の規定による転用届書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和2年10月1日から10月31日までで、7件でございます。

続きまして、協議報告第3号についてご報告いたします。10ページを御覧ください。

農地法第18条第6項の規定による解約の通知があり、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和2年10月1日から10月31日までで、1件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 事務局から何かありますか。

お願いします。

○事務局長（森 博君） 私から1件報告をさせていただきます。去る11月17日に千葉県立青葉の森公園芸術文化ホールにて、令和2年度経営力強化・農地集積促進シンポジウムが開催され、本市からは小泉会長、注連野会長職務代理者、渡辺義一委員の3名が参加され、私が随行いたしました。

このシンポジウムには県内の農業委員会委員や農業団体などが参加いたしました。シンポジウムでは、千葉県農地・農村振興課による「人・農地プランの実質化について」の基調報告のほか、「長南町の担い手育成と農地集積活動」をテーマとして事例報告がありました。事例報告では、農事組合法人の代表理事から近年における地域の離農者の増加による受託収入の減少、また組合員の高齢化等による組合の経営上の苦労話があり、組合をつくったらそれでよいわけではなく、経年による見直しなどの必要性について切実な実情の報告がありました。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） 行ってまいりました。

事務局からお願いします。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。例年12月後半から2月に農業者年金加入推進月間といたしまして、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には加入対象となる農業者の方々に個別訪問をしていただき、農業者年金への新規加入者の勧誘にご協力をお願いしております。しかし、現在、新型コロナウイルスの感染が広がり、第3波の感染拡大とも言われる中、ほかの自治体と比較して多くはありませんが、袖ヶ浦市内でも感染者が徐々に増加しております。

この活動に関し、農業者年金基金からは特別な取扱いを示されておりませんが、農業委員、推進委員の皆様には加入対象者への個別訪問を例年どおり依頼してよいか苦慮しているところでもあります。ついでには、今年度の個別訪問の実施の是非について、農業委員会のご意向を確認いたしたいと存じます。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局から説明がありましたが、委員の皆様方から意見などがありましたらお願いをいたします。

○15番（中山 明君） いいですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○15番（中山 明君） 飯富のほうの名簿を見ると、9割方サラリーマンの人で五十七、八ぐらいの、奥さんも大体五十七、八ぐらいだか、話ししても、もういいということです。ほとんどサラリーマン。名前も、名簿もサラリーマンの農業の人たちだから。ほとんど駄目。奥さんのほうにも一応話したのです。あと二、三年ぐらいだけれども、どうかと。もういいと断られた。

○議長（小泉勝彦君） 加入年数が短いと、どうしても結構高くなりますから。

○15番（中山 明君） 全部、だんなさんが厚生年金に入っているから。

○議長（小泉勝彦君） ほかにご意見ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 意見はないようですので、農業者年金の加入対象者に個別訪問についての採決をいたしたいと思います。今年度の個別訪問を中止することについて、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、今年度の個別訪問を中止することに決定します。

事務局のほう、よろしく願いいたします。

○事務局（下重敦也君） 今年度の個別訪問の中止について、令和2年度第2回意見交換会にて改めて報告いたします。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしく願いいたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして第21回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後3時10分 閉会